

大阪府土地開発公社定款

昭和 49 年 5 月 1 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と府民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第 2 条 この土地開発公社は、大阪府土地開発公社（以下「公社」という。）と称する。

(設立団体)

第 3 条 公社の設立団体は、大阪府とする。

(事務所の所在地)

第 4 条 公社は、主たる事務所を大阪市に置く。

(公告の方法)

第 5 条 公社の公告は、大阪府公報に掲載して行う。

第 2 章 役員及び職員

(役員)

第 6 条 公社に次の役員を置く。

- (1) 理事 10 人以内（うち理事長 1 人、副理事長 1 人、常務理事 2 人以内）
- (2) 監事 2 人以内

(役員職務及び権限)

第 7 条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐して公社の業務を掌理するとともに、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して公社の業務を掌理するとともに、あらかじめ理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長とともに事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 16 条第 8 項の職務を行う。

(役員任命)

第 8 条 理事及び監事は、大阪府知事が任命する。

2 理事長は、理事のうちから大阪府知事が選任する。

3 副理事長及び常務理事は、理事のうちから理事長が選任する。

(役員任期)

第 9 条 役員任期は、3 年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了後も、その後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員兼任の禁止)

第10条 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職員の任命)

第11条 職員は、理事長が任命する。

(兼職の禁止)

第12条 常任の役員及び職員は、任命権者の承認を受けなければ、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

第3章 理事会

(設置及び構成)

第13条 会社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもつて構成する。

(招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるときに、招集する。

2 理事長は、理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を附して要求があつたときは、理事会を招集しなければならない。

(理事会の議事)

第15条 理事会の議長は、理事長をもつてこれにあてる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(書面表決等)

第16条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもつて表決し、又は代理人に表決を委任することができる。

2 理事長は、緊急を要する事項について会議を開催するいとまがないときは、理事に対し、書面により表決を求めることができる。

3 前2項の場合において、前条の規定の適用については、表決に参加した者を出席した者とみなす。

(理事会の議決事項)

第17条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画

(3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書

(4) 規程の制定又は改正若しくは廃止

(5) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項

(6) その他会社の運営上理事長が重要と認める事項

2 前項第1号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

第4章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第18条 公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

イ 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地

ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ハ 公営企業の用に供する土地

ニ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地

ホ 観光施設事業の用に供する土地

ヘ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地

ト 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地

チ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地

(2) 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業（埋立事業に限る。）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。

(3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。

(1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

(業務の執行)

第19条 公社の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

第5章 資産及び会計

(資産)

第20条 会社の資産は、基本財産とする。

2 会社の基本財産の額は、3,000万円とする。

3 基本財産は、安全、かつ、確実な方法により管理するものとし、これを取りくずしてはならない。

(事業年度)

第21条 会社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算の弾力運用)

第22条 理事長は、第17条第1項の規定にかかわらず、業務量の増加により業務の

ため直接必要な経費に不足を生じたときは、大阪府知事の承認を得て、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。この場合において、理事長は、次の理事会において、その旨を報告しなければならない。

(財務諸表等)

第 23 条 公社は、毎事業年度の終了後 2 箇月以内に財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書を作成し、監事の意見をつけてこれを大阪府知事に提出する。

(利益及び損失の処理)

第 24 条 公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理する。

2 公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第 25 条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債、地方債その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

第 6 章 雑則

(解散)

第 26 条 公社は、理事会で出席理事の 4 分の 3 以上の同意を得たうえ、大阪府議会の議決を経、主務大臣の認可を受けたときに解散する。

2 公社が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、大阪府に帰属する。

(規程への委任)

第 27 条 公社の運営に関して必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、公社への組織変更の日から施行する。

(最初の役員の任期)

2 公社の最初の役員の任期は、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、公社への組織変更の日から昭和 52 年 3 月 31 日までとする。

(最初の事業年度)

3 公社の最初の事業年度は、第 21 条の規定にかかわらず、公社への組織変更の日から昭和 50 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (平成元年 1 月 30 日)

この定款は、主務大臣の認可のあつた日 (平成元年 4 月 25 日) から施行する。

附 則 （平成 5 年 7 月 29 日）

変更後の定款は、主務大臣の認可のあつた日（平成 6 年 1 月 11 日）から施行する。

附 則 （平成 19 年 10 月 25 日）

変更後の定款は、主務大臣の認可のあつた日（平成 20 年 3 月 31 日）から施行する。

附 則 （平成 20 年 5 月 29 日）

変更後の定款は、主務大臣の認可のあつた日（平成 20 年 12 月 1 日）から施行する。

附 則 （平成 20 年 8 月 25 日）

変更後の定款は、主務大臣の認可のあつた日（平成 20 年 12 月 1 日）から施行する。